

## 自己負担が高額になったとき

### ● 1か月の自己負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「1割～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額（上限額＝下表）を超えたときは、申請することで、超えた分が「高額介護サービス費」としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がある場合には、世帯の合計額となります。

※対象者には浜田地区広域行政組合から申請書を送付します。

※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

#### 《自己負担の上限額（1か月）》

| 対 象 者                                       | 自己負担の上限額（世帯合計）             |
|---------------------------------------------|----------------------------|
| 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等                    | 15,000円                    |
| 世帯全員が住民税非課税の方で、課税年金収入額とその他の合計所得金額が80万円以下の方等 | 24,600円<br>（個人の場合は15,000円） |
| 世帯の全員が住民税非課税の方                              | 24,600円                    |
| 上記以外の一般世帯の方                                 | 44,400円                    |
| 課税所得380万円未満の世帯の方                            | 44,400円                    |
| 課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方                     | 93,000円                    |
| 課税所得690万円以上の世帯の方                            | 140,100円                   |

※令和7年8月から対象者の要件の「80万円」が「80万9千円」に変わりました。

### ● 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、「高額医療・高額介護合算制度」が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額（下表）を超えた場合には、申請して認められると「高額医療合算介護サービス費」として、超えた額があとから支給されます。

#### 《自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）》

| 区 分               | 70歳未満の方 | 区 分                | 70歳以上の方 |
|-------------------|---------|--------------------|---------|
| 年間所得901万円超        | 212万円   | 課税所得690万円以上        | 212万円   |
| 年間所得600万円超901万円以下 | 141万円   | 課税所得380万円以上690万円未満 | 141万円   |
| 年間所得210万円超600万円以下 | 67万円    | 課税所得145万円以上380万円未満 | 67万円    |
| 年間所得210万円以下       | 60万円    | 課税所得145万円未満*       | 56万円    |
| 住民税非課税世帯          | 34万円    | 住民税非課税世帯           | 31万円    |
|                   |         | 住民税非課税世帯（所得が一定以下）  | 19万円    |

年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。

\*年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。